Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.201 2018 年 12 月 05 日

2019 年 06 月 17 日カナダ商標法改正が施行

カナダ商標法の主な改正点

A. ニース分類の採用

①ニース分類の採用に伴い、出願にかかる公費:現行 CAD250.00(区分数に関係なく) が 2019 年 06 月 17 日以降 CAD330.00 (2 区分目から CAD100.00)に増額される。

②商標権者は少なくとも次回更新までに、指定商品・役務をニース分類へ区分分けしなければならない。

③更新にかかる公費:現行 CAD350.00(区分数に関係なく)が 2019 年 06 月 17 日以降 CAD400.00 (2 区分目から CAD125.00)に増額。

④出願を指定区分ごとに分割することが可能となる。2019 年 06 月 17 日以降は、例えば先行商標が引用された場合など、拒絶対象となった指定区分を分割することにより、拒絶対象外の指定区分について登録に進めることが可能となる。

B. 使用宣言書の提出が不要(2019 年 06 月 17 日時点で庁に係属中の出願は、登録料納付にて登録手続きに進むことができる。)

C. 存続期間が 15 年から 10 年に変更(2019 年 06 月 17 日以降に更新期限を迎えるすべてのカナダ登録の更新後の存続期間は 10 年になる。)

D. 2019 年 06 月 17 日付で、カナダはマドリッド・プロトコルに加盟の予定

(出典:Ridout & Maybee LLP)

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。